

第 8 期障がい者福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画（令和 9～11 年度）の策定について

1 計画策定根拠

（1）障害者基本法

第 11 条第 3 項（障害者基本計画等）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律

第 88 条（市町村障害福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

（3）児童福祉法

第 33 条の 20（市町村障害児福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 令和 8 年度スケジュール

- （1）6 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 全体会議（第 7 期・第 3 期計画の概要、進捗状況、実績報告）
芽室町自立支援協議会 事業所連携会（アンケート調査内容意見聴取）
- （2）7 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 1 回障害者部会（策定スケジュール、アンケート調査内容検討）
芽室町議会厚生文教常任委員会へ策定スケジュール説明
芽室町自立支援協議会全体会（策定スケジュール、アンケート調査内容意見聴取）
- （3）8 月 アンケートの実施
- （4）9 月 芽室町自立支援協議会 事業所連携会（アンケート結果分析意見聴取）
- （5）10 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第 2 回障害者部会（アンケート結果分析、基本目標等審議）

- 芽室町議会厚生文教常任委員会へアンケート結果説明
- (6) 12 月 芽室町総合保健医療福祉協議会 第3回障害者部会（計画等素案
審議）
- (7) 1 月 パブリックコメント
芽室町自立支援協議会 事業所連携会（計画等素案説明）
芽室町自立支援協議会 全体会（計画等素案説明）
芽室町総合保健医療福祉協議会 第4回障害者部会（原案修正）
- (8) 2 月 芽室町議会厚生文教常任委員会へ計画内容説明
芽室町総合保健医療福祉協議会 全体会議（諮問・答申）
- (9) 3 月 第8期障がい者福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（令和9～
11年度）策定